

総務教育常任委員会資料

(平成22年12月15日)

【件名】

- 1 韓国江原道教育庁との教育交流再開について（教育総務課）…………… 1
- 2 緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について
（教育総務課・教育環境課・家庭・地域教育課）…………… 2
- 3 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について（教育環境課）…………… 3
- 4 学校給食費の徴収状況に関する調査結果について（スポーツ健康教育課）…………… 4

教育委員会

韓国江原道教育庁との教育交流再開について

平成22年12月15日
教 育 総 務 課

本年8月の江原道教育監からの交流再開のための事前協議の書簡を受け、本県の主張を伝えて協議した結果、下記のとおり交流を再開することで合意しました。

記

1 概 要

- 中断前に実施していた各種教育交流は、引き続き平成23年度から再開する。
- 交流再開にあたり、従来実施していた交流事業を基により深い交流となるよう意見交換を行いながら、今後の交流内容を固めていく。
- 交流再開の記念すべき平成23年度は、教育長と教育監がお互いに訪問することとする。

(なお、平成24年度からは通常の相互訪問に戻る。)

2 各教育交流事業の再開内容

(1) 教育庁との教育交流について

- ①鳥取県教育長の訪韓 <時期>平成23年5月 <人数>7人程度
- ②江原道教育監の訪日 <時期>平成23年11月 <人数>7人程度

(2) 教員交流事業について

- 鳥取県教員の江原道への派遣 <時期>平成23年6月
<人数>10人程度

(3) 児童生徒交流事業について

- 江原道児童生徒の鳥取県への受入 <時期>平成23年10月
<人数>25人程度

(4) 日韓家庭・地域教育交流事業について

- 鳥取県PTA関係者等の江原道への派遣 <時期>平成23年8～10月
<人数>9人程度

緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について

平成22年12月15日
 教 育 総 務 課
 教 育 環 境 課
 家 庭 ・ 地 域 教 育 課

- 1 緊急雇用創出事業の県事業予備枠を活用して追加実施することとした事業費
 (11月30日までに追加実施を決定した事業) 5,634千円

2 追加実施事業の内訳

(単位：千円)

事業名 (所属)	H22年度にお ける雇用創出人数	H22年度 執行予定額	事業概要
教職員時間外勤務等 縮減対策事業 (教育総務課)	2名	1,113	教職員の時間外勤務縮減に向けた具体的な取組を検討するため、教職員の教務状況調査の集計及び分析を行う。
県立学校耐震化準備 事業 (小中学校課)	3名	3,446	耐震改修を要する県立学校の校舎等の実施設計委託及び耐震改修工事を実施するため、現地調査、各種資料作成等を行う。
家庭教育推進協力企 業制度・とっとり県 民カレッジ事業 (家庭・地域教育課)	1名	1,075	家庭教育推進協力企業のデータベース化と、とっとり県民カレッジ事業の一部を外部委託するための準備作業等を行う。
計	6名	5,634	

※この事業は「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用して実施する事業です。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

平成22年12月15日

教 育 環 境 課

県立鳥取湖陵高等学校教室棟・特別教室棟耐震改修工事（建築）に係る工事請負契約の一部変更について

工事名	県立鳥取湖陵高等学校教室棟・特別教室棟耐震改修工事（建築）
工 事 場 所	鳥取市湖山町北三丁目
契約の相手方	やまこう建設株式会社
契 約 金 額	契約金額 132,615,000円を 135,452,100円（2,837,100円増額） に改める。
工 期	平成22年 3月25日から 平成22年11月30日まで（変更なし）
契 約 年 月 日	平成22年11月24日
摘 要	（変更理由） 老朽化の著しい教室棟外壁のクラック補修、外部仕上補修等の追加を行ったため。

学校給食費の徴収状況に関する調査結果について

平成22年12月15日
スポーツ健康教育課

1 調査の目的

平成21年度における学校給食費の徴収状況等について、本県の実態を把握するため。

2 調査概要

(1) 調査対象

県内の学校給食を実施している公立小中学校

(2) 調査方法

調査票を市町村教育委員会へ送付し、市町村教育委員会が管内の学校分のデータを集計して県教育委員会に提出。

(3) 調査内容

- 学校給食費の徴収実態
- 学校給食費を未納している保護者への対応
- 学校給食費の欠損分の対処方法

(4) 調査実施

平成22年7月

(5) 調査結果（詳細は別添のとおり）

3 調査結果の概要

* H21年度の全国の数値は、抽出調査。

(1) 未納の状況

(単位：%)

区 分	H 2 1		H 1 7	
	全 国	鳥 取	全 国	鳥 取
①未納者のいる学校の割合	55.4	62.3	43.6	42.2
②未納者の割合	1.2	1.9	1.0	0.9
③未納額の割合	0.6	0.8	0.5	0.5

全国、鳥取とも、未納者のいる学校の割合、未納者の割合、未納額の割合のいずれも増加している。また、今回の調査では、それぞれ全国よりも本県が高い値となった。

(2) 未納が生じる主な原因（学校の認識）

(単位：%)

区 分	H 2 1		H 1 7	
	全 国	鳥 取	全 国	鳥 取
①保護者としての責任感や規範意識の問題	53.4	51.2	60.0	60.3
②保護者の経済的な問題	43.7	48.5	33.1	33.6
③その他	2.9	0.3	6.9	6.1

未納が生じる主な原因として、全国、鳥取とも、「保護者の経済的な問題」との学校の認識が増加している。

(3) 未納者に対する対応状況 (複数回答)

(単位：%)

区 分	H21		H17	
	全 国	鳥 取	全 国	鳥 取
①電話や文書による督促	97.6	100.0	97.0	100.0
②家庭訪問による督促	78.4	74.2	55.3	60.0
③就学援助制度等の活用を 推奨	66.0	64.5	—	—
④PTAの会合の場などを通 じた保護者への呼びかけ	38.8	30.7	14.6	22.1
⑤集金袋による現金徴収な ど徴収方法の変更・工夫	28.4	13.7	—	—

全国、鳥取とも「電話や文書による督促」、「家庭訪問による督促」、「保護者への呼びかけ」とも増加している。

4 今後の取組

未納件数や未納額が増えつつある状況を踏まえ、市町村教育委員会に対して学校給食費の徴収について、次のとおり適切な対応を働きかけていく。

- 学校給食の意義や役割及び学校給食の重要性について、保護者へ周知し理解と協力を得ること。
- 経済的な問題による未納者に対し、生活保護による教育扶助や就学援助制度の活用を奨励すること。
- 学校給食費の未納問題への対応を学級担任など特定の者だけの対応とすることなく、学校全体として取り組むとともに、学校給食実施者である市町村教育委員会が責任をもって対応策の検討を行うこと。
- 学校給食費の滞納は、子ども手当法の趣旨にそぐわないものであり、徴収方法として子ども手当の支給が行われる口座と学校給食費の引落を行う口座を同一のものとするよう保護者に協力を求めることも一つの方策として検討すること。

平成21年度学校給食費の徴収状況に関する調査結果について

スポーツ健康教育課

1 学校給食費の徴収実態

(1) 児童生徒数と学校給食費の総額

(単位：人、千円)

区 分	小学校	中学校	計
A. 児童生徒数 (人)	32,362	16,276	48,638
B. 学校全体の総額 (千円)	1,639,669	662,949	2,302,618

(2) 学校給食費の取り扱い方法

(単位：校)

区 分	小学校	中学校	計
A. 公会計	17	7	24
B. その他	122	53	175
合 計	139	60	199

(3) 徴収方法 (複数回答)

(単位：校、%)

区 分	小学校	割合	中学校	割合	計	割合
A. 口座引落	122	78.71	45	68.18	167	75.57
B. 口座振替	15	9.68	6	9.09	21	9.50
C. 学級担任に手渡	8	5.16	7	10.61	15	6.79
D. 学校事務職員に手渡	0	0.00	2	3.03	2	0.90
E. その他	10	6.45	6	9.09	16	7.24
合 計	155	—	66	—	221	—

(その他) PTA事務員に手渡、地区ごとに集金、給食センターへ持参、納付書払等

(4) 未納者の有無

(単位：校、%)

区 分	小学校	割合	中学校	割合	計	割合
A 未納者有	83	59.71	41	68.33	124	62.31
B 未納者無	56	40.29	19	31.67	75	37.69
合 計	139	—	60	—	199	—

(5-1) 未納者数

(単位：人、%)

区 分	小学校	割合	中学校	割合	計	割合
児童生徒総数	32,362	—	16,276	—	48,638	—
未納者数	578	1.79	353	2.17	931	1.91

(5-2) 未納額の総額

(単位：千円、%)

区 分	小学校	割合	中学校	割合	計	割合
A. 学校給食費の総額	1,639,669	—	662,949	—	2,302,618	—
B. 未納額の総額	11,221	0.68	6,623	1.00	17,844	0.77

(6) 未納が生じる主な原因 (学校としての認識)

(単位：人、%)

区 分	小学校	割合	中学校	割合	計	割合
A. 保護者の責任感や規範意識の問題	199	52.23	113	49.35	312	51.15
B. 保護者の経済的な問題	182	47.77	114	49.78	296	48.52
C. その他	0	0.00	2	0.87	2	0.33
合 計	381	—	229	—	610	—

*未回答有り (学校で徴収業務を行っていないため) (小197 中124 合計321)

(7) 未納者の変化 (学校としての認識)

(単位：校、%)

区 分	小学校	割合	中学校	割合	計	割合
A. 増えた	27	38.57	13	36.11	40	37.74
B. やや増えた	22	31.43	7	19.44	29	27.36
C. ほとんど変わらない	11	15.71	11	30.56	22	20.75
D. やや減った	5	7.14	3	8.33	8	7.55
E. 減った	5	7.14	2	5.56	7	6.60
合 計	70	—	36	—	106	—

*未回答有り (学校で徴収業務を行っていないため) (小13 中5 合計18)

2 学校給食費を未納している保護者への対応

(1) 未納者に対する対応状況 (複数回答)

(単位：校、%)

区 分	小学校	割合	中学校	割合	計	割合
A. 電話や文書による督促	83	100.00	41	100.00	124	100.00
B. 面談、家庭訪問による督促	63	75.90	29	70.73	92	74.19
C. 徴収方法の変更・工夫	12	14.46	5	12.20	17	13.71
D. 学校だより・PTAの会合場等での呼びかけ	32	38.55	6	14.63	38	30.65
E. 就学助成制度等の活用の推進	57	68.67	23	56.10	80	64.52
F. 対応マニュアルの作成	24	28.92	14	34.15	38	30.65
D. 法的措置の実施	3	3.61	3	7.32	6	4.84
H. その他	17	20.48	12	29.27	29	23.39

(その他) 支払計画を立てる、教育委員会との取組等

(2) 督促の対応者 (2(1)でA又はBと答えた学校) (複数回答) (単位:校、%)

区 分	小学校	割合	中学校	割合	計	割合
A. 校長、教頭	46	55.42	17	41.46	63	50.81
B. 学級担任	16	19.28	13	31.71	29	23.39
C. 給食主任等の教諭	7	8.43	1	2.44	8	6.45
D. 栄養教諭、学校栄養職員	0	0	1	2.44	1	0.81
E. 学校事務職員	42	50.60	20	48.78	62	50.00
F. 学校給食センター事務職員	26	31.33	13	31.71	39	31.45
G. 教育委員会等職員	23	27.71	16	39.02	39	31.45
H. その他	1	1.20	6	14.63	7	5.65

(その他) 学年主任、PTA職員、給食会計担当者等

(3-1) 未納者へ対応する者への配慮 (単位:校)

区 分	小学校	中学校	計
A. 特定の者の負担とならないよう配慮	45	22	67
B. 特に配慮はしていない	25	14	39

*未回答有り(学校で徴収業務を行っていないため)(小13 中5 合計18)

(3-2) 配慮の具体的内容 (3-1でAと答えた学校) (複数回答) (単位:校)

区 分	小学校	中学校	計
A. 学校内で業務を分担	35	19	54
B. 教育委員会やPTA等との連携	21	11	32
C. その他	2	0	2

3 未納に伴う欠損分の対処方法 (単位:校)

区 分	小学校	中学校	計
A. 徴収した学校給食費で実施	22	5	27
B. 学校が他の予算等から一時補填	0	2	2
C. 市町村教育委員会等の予算から一時補填	46	22	68
D. その他	15	12	27

(その他) 学校長が補填、翌年度の給食費から補填、給食業者への支払を先送り等